

接種会場に保護者が同伴しない場合について

16歳未満の人が予防接種を受ける際には、保護者（父・母・後見人）の同伴が原則となっています。やむを得ない理由により保護者が同伴できない場合は、被接種者（接種を受けるお子さん）の健康状態を普段からよく知っており、予診票の質問項目についてよく理解して回答できる親族（祖父母など）が、保護者の委任を受けて同伴し、接種を受けることも可能です。

上記の場合、**保護者が記入した委任状が必要です**。下記の委任状を事前にご記入のうえ、接種当日にお持ちください。

※医療機関によっては、保護者の同伴が必須となる場合があります。

事前に接種を希望する医療機関にご確認ください。

接種会場に保護者が同伴しない場合、必ずご記入ください

委 任 状

年 月 日

<委任者>

保護者名（自署）

私は、下記の者に（被接種者名 _____）が受ける新型コロナワクチンの接種に関する一切の権限を委任します。

記

<受任者>

接種当日の同伴者

被接種者との続柄